

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 8月号

(通巻第100号)

関西労働者安全センター 1982.8.20 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 (円550) 郵便振替口座 大阪 315742 100円

100号発刊記念特集

●100号発刊記念特集

「関西労災職業病」100号発刊に寄せて 1

通巻100号に想う 10

●9.25労働者住民医療機関連絡会議結成総会へ向けて 13

☆労住医連(準)事務局

●80年代医療の動向と我々の任務(第10回) 15

労災職業病研究会 松浦 良和

●全国統一フィールド合宿全日程終了す 18

—高知合宿に参加して

● [新連載] マイクロエレクトロニクスと労災職業病

労災職業病(その〇) 20

●前線から(ニュース) 21

●岡村日出夫先生の死を悼む 26

●労働安全衛生法を読む ⑤ 27

●針灸治療制限闘争 29

TOC 号 発刊記念特集



労職闘争の発展を武器に

労働運動の未来を切り開こう！

山本 敬一

関西労働者安全センター議長
全港湾関西地区委員長
南大阪地区評議長

「関西労災職業病」が一九七三年に発行されて、すでに九年の歳月が流れ、通巻第一〇〇号を迎えることになりました。

この歴史はまさに苦闘の歴史であり、う余曲折しながらも、関西における労災・職業病闘争の発展の歴史でもありました。

日本の労働運動が、経済闘争中心の運動に傾斜し、賃金闘争の勝敗に一喜一憂している中で、原点の労働運動ともいいうべき「一人ひとりの労働者の生命と健康を大切にする運動」はあります。しかし資本の合理化攻撃と真向から対決する労災・職業病闘争は確実に発展をしています。私たちは運動は、こうした職場の労働

者の一人ひとりに依拠し、労働者を苦しめる資本とは大衆の力で対決していく運動の原点を追求していけば、必ず労働運動の未来は開けると確信します。

しかし私たちの運動にはまだまだ切り開いていくべき多くの課題があります。

それは資本の攻撃が単に職場内における合理化として限定されるものではなく、今や、総合安保戦略にもとづく、軍事大國化政策や行政改革という名の国家改造攻撃が私たちにと健康を守る地域センターとして運動の拠点を築くこともできました。おそらく、今や、総合安保戦略にもおそれいかかってきているからであります。核、原発、環境、公害、医療等々、これらの課題にいかに問題意識をもつかであります。

そのことは、造られた物質的豊かさ、他国への経済侵略の中で成り立つ日本経済の現状を直視し、私たち自らが人間として生きるための真的な豊かさとは何かということを問いつ

めていくことであると思います。このことに私たちの運動の原点があるのです。

協力共同していただいている医師

団や専門家の皆さんとも更に連携を深め、広はんな労働者の連帯を基礎にますます私たちの運動が発展するようにお互に頑張りましょう。

「関西労災職業病」100号発刊に寄せて

共通の課題での連帯強化を！

大阪総評労災職業病対策委員会

委員長 平城 一郎

労災被災者が全国で毎年四〇万人も生れています。しかも、最近の針灸治療改悪強行にみられるように、行政合理化のもとで、政府の安全衛生対策、労災補償政策は後退の一途をたどっています。

今後も共通する課題について提携したいと思います。
貴センターの機関誌100号の発刊を祝し、一層の御発展を祈つて御挨拶とします。

反核軍縮闘争と結合しいのちを守る闘いの前進を！

日本社会党大阪府本部

書記長 牧内 正哉
(安全センター顧問)

労働者の生命と健康を守る要求と運動は、もつとも基本的な人権であり、行政権や企業の経営権よりもはるかに根源的な権利として、優先させなければなりません。しかし、現実には、資本の生産・利潤第一主義によつて、労働省の資料からみてさえも、昨年大阪で一八五人の生命が労働災害で奪われ、休業四日以上の

こうした状況をかえ、労働者の生命と健康、被災者の生活と治療を守るために、「抵抗なくして安全なし、安全なくして労働なし」の原則にもとづく職場の安全衛生闘争と共に、広はんな労働者、被災者、医療機関、法律家などとの統一行動の発展が必要であります。大阪地評は、このような立場で、針灸治療改悪反対をはじめ多くの闘いで、貴安全センターと連携をとつてきましたし、

発足以来九年、機関誌発刊100号を迎えた関西労働者安全センターオの皆さんの御苦勞に心から感謝

し、敬意を表します。

職場での合理化攻撃や差別的雇用拡大と直結し、生産点から災害源除去をスローガンにすぐれて戦闘的な闘いを蘇らせようといふ安全センターの皆さんのが活躍は、大阪の働く仲間の大きな共感をよび、私たちにとって、”一番頼りがいのあるセンター”となっています。オイルショック以降、死亡災害は減ったとはいえ、労災・職業病はいぜん減少する気配はありません。腰痛、頸肩腕障害はもちろん、過密、ストレスによる循環器系疾患や神経障害など新たな問題が増えつづけています。世界的な反核、軍縮運動の高まりと連帶しながら、あらゆる貧困と差別、労働者のいのちを守る闘いにとりくむ、それが労働運動の出発点であることを肝に銘じて私達も努力し、安全センターの皆さんとともに頑張りたいと思います。

「造反有理」の

八〇年代に想う

北摂地区評労災職業病対策会議

事務局長 豊田 正義

「関西労災職業病」誌発刊より百号を迎えるにあたって、一言述べさせていただきます。

何事によらずそうですが、一つの物事を続けるということは大変なことで、発刊体制を支え続けてきた事務局をはじめとした地域、職場の方方に、改めて敬意を表したい。

さて、私ども北摂労職対も発足以来十七年になろうとしていますが、最近とみに思ふことは、我々をとり

まく情勢が複雑にして困難さを増せば増すほどに、さらに労働者の中に、職場一生产点にきつちりとした原点をうちたてる事の重要さです。

例えば行革攻撃にしても正に怒行革攻撃と真向から対峙する闘いと

の如くといった感じでひた押しに攻めてきておるようですがれども、職場一労働者にとつてはむしろ極面は、労働者にとつて有利な方に展開するという、内部矛盾を根強く持つてゐるものです。

私たちの幹事団体である国労大阪新幹線支部保線所分会の諸君が十年に及ぶ労働災害、職業病闘争の中できちとつた獲得物一例えば列車通過時に線路内に立ち入るには、二キロ四方の列車を止めてから立ち入る、保線作業時の散水一なども、権力にとつて憎みても余りある現場協議制による獲得物であるが故に、すべて破棄一ぱーにせんとしています(ちなみに当保線所分会は、国鉄内部で職場秩序のもつとも乱れてゐる?とするワースト職場五位内にあるとマスコミは報じている)。

この事は、国鉄労働者の生きんとする切実な要求が、当局一権力にとつて許しがたい反乱としてあることを示しており、労災職業病闘争が、

してあることを示しています。

職場労働者のやむにやまれぬ闘いが、反権力、自己解放の闘いに発展する必然性をもつ今日を改めて確認し、人として生きる闘いの旗をさらには進めようではありませんか。

労災闘争の労働運動

への定着めざし

共に奮闘しましよう

日本労働者安全センター

一〇〇号記念おめでとうございます。

安全センター活動の最終目標が労働災害・職業病をなくすことにあるのはいうまでもないことであり、そしてこの労災職業病といふ局面においては、労働者は常に被害者の側にいたされていることも疑いのない事実です。生命と健康と、それを維持、再生産するための生活が唯一の元手

である労働者にとって、このことは、まことに重大であります。「命あってのものだね」とは正にこのことに他なりません。

それゆえに「健康白書」においては「・・・国民の健康が第一義的にとり上げられるべきこと」が語られ、事業所側の安全スローガンにすら「人命の安全・健康の保持は、すべてに優先する」とかれ、「安全第一」がうたわれているのである。もしも、安全第二、第三である事実が白日の下に露呈すれば、社会の厳しい糾弾をその事業所がうけることは、最近の重大災害（北炭夕張、ホテルニュージャパン等）の事例をみても明らかであります。

とするならば、労働者、労働組合は、「ケガと弁当は手前もち」の思想から脱却するにとどまらず、よりよい労働諸条件を獲得することの大前提として、生命と健康と生活を守る一安全と健康の確保の闘いを、あ

り、むしろ遅きに失ったものといわなければならぬでしょう。従来とにかく、反合理化闘争の「一翼」として位置づけられがちであった安全・健康の確保の闘いは、そこにとどまる限り、職場における生存権の確立と人間性の回復から遠ざけられることはあっても、より一層近づくことは困難だといわなければなりません。

安全センターの活動は、安全と健康の確保の闘いを、いわゆる反合理化闘争との関連を、も充分考慮しつつ、あらゆる労働諸条件闘争に優先すべき闘いとして位置づけ展開されなければなりません。労災・職業病闘争と時短・交替勤務問題、権利問題および賃金等の労働条件の向上と結びつけ、職場における生存権の確保と人間性の回復をはかる闘争の強化に努めなければなりません。このためには、労災職業病闘争を工学的、医学的等の技術論に終始したり、抽象的な言葉としての「反合闘争」の結びつけるのではなく

く、合理化攻撃の一つひとつ的内容と、それが労働者の「生命と健康」にどういう影響をもたらすかを具体的に分析して、それに対応する闘いをくみ上げることを、労働運動に定着させていくことが是非とも必要です。

これらの任務を担う安全センター活動の役割は、今後増え重要なものにならることは確実です。

貴センターのより一層の活躍を期待します。

今後もセンターと 一体となつた運動を

できただものだ。

幸い、安全センターは組織整備ができ、私達は診療所を建設でき、十分活動できる基盤がかちとられた今、労働者の生命と健康を守る闘いを更に強くおし進めたいと考えている。

また、全国の労災職業病を闘つてきた医療機関が、この九月、労働者住民医療機関連絡会議として全国的な共闘体制をかちとることとなり、私達も責任を自覚する次第です。

現代社会の矛盾は、労働現場にあらわれていることを私達はまず出発点にした。従つて私達は、労働運動の一翼を担う医療活動を志した。

南労会松浦診療所

共に頑張りましょう。

しかしながら、関西労働者安全センターがなかつたならば、私達の活動が軌道にのることもなかつたに違いない。一九七三年に安全センターに加盟し、私達をきたえてくれる労働者と出合つたことから、京大阪大労職研の、多忙で実りある活動が始まりました。国労新幹線保線所分会のじん肺闘争に始まり、南大阪労働運動に教えられ、励まされ、この十年余りを走つてきました。それは安全センターとの車の両輪のような形で、協力し討論した関係があつて始めて実現できただものだ。

しかし、安全センターがなかつたなら、私達の活動が軌道にのることもなかつたに違いない。一九七三年に安全センターに加盟し、私達をきたえてくれる労働者と出合つたことから、京大阪大労職研の、多忙で実りある活動が始まりました。国労新幹線保線所分会のじん肺闘争に始まり、南大阪労働運動に教えられ、励まされ、この十年余りを走つてきました。それは安全センターとの車の両輪のような形で、協力し討論した関係があつて始めて実現できただものだ。

労災認定基準の批判

—労災職業病公害と闘う関西研究者交流会の
三年間の活動—

関 西 研 究 者 交 流 会 共編
京大・阪大労災職業病研究会

A5判 261ページ 頒価 1500円 送料 300円(冊数に関わりなく)
▶安全センターで取り扱っています。

関西センターに「追いつけ追い越せ」の精神で

東京東部労災職業病研究会
代表 平野 敏夫

「関西労災職業病」通巻一〇〇号おめでとうございます。

労働運動、また世の中全体が右へ右へと進み、労働者の権利が守りにくくなつてきている昨今です。このような状況の中で、働く者の生命と健康を守る地域センターの役割はますます重要になつています。しかし、東京の地における活動はまだ遅れています。今後、貴センターの活動に学び、「追いつき、追い越せ」の精神で頑張りたいと思います。

全国の闘いを 共に担う決意で

神奈川労災職業病センター

トップを走る者の常として、様々

な困難に頭をぶつけ、退き、そしてまた前へ進む中で迎えられた一〇〇号。関西労働者安全センターとそれを支え発展させてきた労働組合のみなさんに心から敬意を表します。

私たち神奈川は前を走るみなさんとの運動に教えられ、勇気づけられながら今日まできました。関西から全国へと広がる労災職業病闘争の一翼をともに肩組み担つていきたいと思つています。

闘争の重要な岐路 連帶して戦線強化を

兵庫県労働者医生協

山崎 友三

通巻一〇〇号おめでとうございま

す。
資本・政府による労災職業病闘争つぶしが、労働安全衛生法成立をひとつの契機としながら、ダイナミックに進行し、またひとつの闘いのトリデである労災職業病被災労働者の切り捨ても強行されようとしている

現在、労災職業病闘争の重大な岐路にたたされているといえます。今こそ、闘いの強化が問われており、多くの労働者、労働組合の共同の闘いの強化によつて、労災職業病絶滅をおしすすめよう。

一層の御活躍を

願う

広島労災職業病研究会

関西労働者安全センターの機關誌が今月で一〇〇号を迎えるにあたり、長年、労働者の生命と健康を守る運動を先進的にすすめてこられたことに對し、心から敬意を表します。

我々広島労職研は、これまで物心両面の援助をうけて今日に至つておりますが、新ためてお礼申し上げま

ります。
情勢の右傾化、合理化のすすむなかで、労働者の生命と健康を守る闘いは、ますます厳しくなると思いま

すが、より一層の御活躍をねがつて

います。

合理化反対闘争重視

の労職闘争を

高知県労働安全衛生センター

五島 正規

機関誌発刊一〇〇号を迎える関西労働者安全センターとの間の活動に敬意を表するとともに、労災職業病を闘つてこられた労働者及びセンターの役員・事務局を担つてこられた皆様にお祝い申し上げます。

関西労働者安全センター八二年度運動方針でも指摘されていますよう

に、労災職業病闘争を取組む私たちにとって今日的情勢は必ずしも有利であるとは言えません。「職場ファシズム」といわれる小集団管理で、労災職業病被災者に限らず、生産効率に達しない者が「生産阻害者」の銘を打たれて労働現場から排除され、失業者群の中に転落させられています。これは「生産性向上」「仕事優先」に対応できていない日本労働運

動の脆弱点もあります。

労働災害・職業病を「合理化病」

であると認識している私たちにとつて、合理化反対闘争を重視した階級的労働運動の構築と結合した労災職業病闘争の日常的な積み上げが問われています。

関西労働者安全センターがこの重要な任務の一翼を担い、労災職業病闘争・労働運動強化の展望を開いていくことを期待していますし、私たち高知県労働安全衛生センターの任務も同じものであります。

今後、一層の御活躍を期待致します。

先進的、確かな 歩みに敬意

大分県労働者医療生協

柳 楽 翼

企業の枠こえた 闘いを

全林野大阪地本

金銅 正夫

「関西労災職業病」一〇〇号記念おめでとう。最近、労災職業病の闘いが、ややもすると企業の枠組の中ではしか聞えない、実際には闘いではない内容が目につきすぎる。

大分県労働者医療生協は、同安全衛生センターと共に、設立後約半年を経過しました。設立前後の激動の例えれば、資本側の巧妙な分断攻撃として、被災労働者と健全労働者を

動と、「関西労災職業病」によって、どれだけ元気づけられたか、はかり知れないものがあります。その先進的な、そして確かな歩みに對して、

心から敬意を表します。

労災・職業病の被災者の医療を行い、その社会復帰と、さらに根本的な予防を目指して活動をするという、医療従事者としては当然にして、かつ困難な任務を力強く遂行していくために、今後とも、お互いの連帯を強めていきたいと思います。

分断し、被災労働者だけを孤立に追い込み反撃の芽をつみ取る。

これ等は、資本側の極めてあたりまえの常とう手段である。相手のネライが明確であればある程、企業の権力を越え、皆んなが妥協を許さない、日常、普段、職場生産点で資本（使用者）と対等に抵抗し闘う以外に方法はないし、また、そのことを怠れば、命も、職場も奪われるのである。皆さんと力を合わせ闘っていきたい。

松浦診療所のみなさんの献身的な努力によつて、死亡につながる因果関係を実証しつつ労災認定をかちとつた実績には敬意を表する処です。

本来、労働者保護の立場に立つべき労働基準局も、実際には労働者の期待に応えていない実態がある中で、終始、労働者の立場に立つて努力されているセンターの今後の活躍がより一層期待される処です。

機関誌「関西労災職業病」が、更に充実した紙面となり、労働者のよき指針として活用される様一層の発展を期待します。

誌の一層の充実を

期待します

全通大阪地区本部

書記長 中村 義人

て知ることが出来ました。

当初、むづかしいといわれていた労災認定が、センターのみなさんや松浦診療所のみなさんの献身的な努力によつて、死亡につながる因果関係を実証しつつ労災認定をかちとつた実績には敬意を表する処です。

本来、労働者保護の立場に立つべき労働基準局も、実際には労働者の期待に応えていない実態がある中で、終始、労働者の立場に立つて努力されて共闘できるよう今後とも活躍を期待します。

全金としても、岡村日出夫先生の遺志をうけた原発出張被曝対策を始めとして頑張る決意です。

出稼者の期待に応えるセンター作りを

全国出稼組合連合会

加藤 芳英（安全センター顧問）

関西労働者安全センターの機関誌「関西労災職業病」が、一〇〇号を迎えるということを聞き、心からお祝い申し上げます。

連帶して 安全対策の充実を

全通大阪地本安全対策部

全国出稼組合（会長、栗林三郎）は、「全国出稼者大会」を昭和四〇年から毎年、東京と大阪で開催してきました。

労災職業病絶滅をめざした連日の健闘に敬意を表します。「全金にな

い」とは、ほとんどなじみがなかったわけですが、全通組合員の死亡事故に關わる労災認定のたたかいを通じ

い職業病はない」といわれる状況を克服するため、大阪地本に安全対策部ができて、二年目になります。職場の闘いに直接連帯してくれる医師や活動家が我々に必要です。それが各地域ごとの自立した運動部隊として共闘できるよう今後とも活躍を期待します。

い職業病はない」といわれる状況を克服するため、大阪地本に安全対策部ができて、二年目になります。職場の闘いに直接連帯してくれる医師や活動家が我々に必要です。それが各地域ごとの自立した運動部隊として共闘できるよう今後とも活躍を期待します。

万博関連工事労災の直後からであつたように記憶しています。

特に、出稼者の赴任中の「脳卒中・心臓麻ひ」死亡の労災保険業務上認定闘争では、足達先生や松浦先生、事務局の榎本夫妻はじめ大変なお世話や御指導を受けました。

「関西労災職業病」通巻一〇〇号は、出稼者や遺族の期待と満足に応え、更に新しいニーズに応えるのが関西労働者安全センターの存在使命であると頑張つておられるとの証しであります。出稼・農業問題を国民的課題として見て考えたため、最近、岩波文庫(白帯)で発売された猪俣津南雄著「踏査報告・窮乏の農村」(一九三四年)を手にとつて下さればと思ひます。

頑張り通しましょう。

健闘を祈る

衆議院議員 上田 卓二
(安全センター闘闘)

機関誌発行一〇〇号おめでとうございます。

自民党政府の行革・軍拡路線は、福祉、教育、人権など国民生活の犠牲の上に進められています。そして

それは、労働現場における合理化と搾取の強化、労災・職業病の多発、

深刻化をひきおこしています。貴機関誌に満載された闘いの報告の多様さと豊富さは、この現実の広がりを示すものでもあります。貴センターの役割はますます重要になつてしまであります。

たが、それをのりこえて再出発し、

幾多の労働者の闘いと共に歩んで、

この間、いくつかの問題点があつたといわなければなりません。

たが、それをのりこえて再出発し、

幾多の労働者の闘いと共に歩んで、

一〇〇号を迎えたことをみんなと共に喜びたいと思います。

労働運動の右への流れに抗し 労職闘争の拡充を

全金京滋地本 小城 修一

今後とも多くの職場と地域で闘いを前進させるための武器として、よ

り一層の充実と発展のためにお互に頑張りましょう。

一九七三年に労働者の生命と健康を守る闘いを職場、地域で構築し、前進させるために、研究者、学生、医師、いわゆる専門家集団との協力、共闘を追求し、そして共に闘い抜い

た全金三豊闘争や国労新幹線保線所分会のじん肺闘争と大衆的な労基局闘争等々の中からつくり出された京大安全センターと、関西での運動拠点としての関西労働者安全センターとその機関誌「関西労災職業病」。

この間、いくつかの問題点があつたが、それをのりこえて再出発し、幾多の労働者の闘いと共に歩んで、一〇〇号を迎えたことをみんなと共に喜びたいと思います。

労働運動も、資本や当局の意のままになる右への流れが大きくなりつつある現在、官公労、民間大手、中小、未組織労働者をつらぬく労災職業病闘争は、ますます重要なものとなつてきています。

重い責務

共に果そう

弁護士 中北龍太郎

するであろう。
健闘を切に期待する。

通巻一〇〇号に想う

懐しさを新たな決意にかえて

関西労働者安全センター事務局長 榎本 祥文

私が安全センターの諸氏とつき合
い始めて以来七年以上経過している。
そして、安全センターはいまや多く
の労働者に支えられて確固とした地
位を築いている。これまでの運営に
あたられた方々の努力を称えたい。

合理化と中小零細への切り棄てが強
まる中で、労働者のいのちと健康を
守るという人間にとつてギリギリの
課題は、ますます重要となつていて、

たのが、七三年九月であり、私が当
然が、労使協調路線がはびこる中で、
労災問題無視という風潮も根強く存
在する。このような状況下、安全セ
ンターに課せられた責務も限りなく
重い。また、様々に難関にも遭遇し
よう。しかし、それに屈することな
くどこまでも労災闘争の旗を高く掲
げ続けてもらいたい。その発展は、
労働運動の真の発展にも大きく寄与

関西労働者安全センターが発足し
たのは、七五年の九月頃であつたと記憶
している。発足からの二年間は、京
大安全センターでの活動が中心で、
全金三豊工業や国労新幹線の闘いで
出かけることは多かつたものの、七
四年に開設された天六事務所へはめ

最初から圧倒されっぱなしであつた
ように思う。大阪事務所の仕事を本
格的に手伝うようになつたのは、二
つの理由がある。一つには、センタ
ーの教宣部門充実の一環として機
関誌拡大、三種郵便認可を受ける体制
作りの時期で、編集の人間が必要に
なつていたことであり、他の一つは、
京大におけるセンター運動に限界を
感じていたことである。一部の役員
からは、専従として迎え入れようと
つたに顔を出したこともなかつた。

いう暖い御意見もあつたが、当時の

當時は、既にセンターを去つた三
石、津田氏等が中心となつて、外目
にもエネルギーな活動を展開し
ておられ、私のような一介の学生は

初めての編集 (16号)

センター財政はそれこそ火の車、既に専従として活動していた四人の給料（一人五万円）さえ遅配に次ぐ遅配で、とてももう一人というような情況ではなく、七六年の春までは、アルバイトなどをしながら編集作業という日が続いた。

七五月八月号は、通巻十六号にあつたが、その号の特集として被災労働者の裁判闘争を企画、私自身の初めての取材は、尼崎のヤンマーの社外工組合である全金阪神支部の浜田氏であつた。まくしたてるような口調と鋭い目に私はとにかく圧倒されっぱなしで、センター運動は自分には向いていないのではないかとすいぶん悩んだものである。が逆に、京大にいる時には味わえなかつた快い衝撃のようなものを感じたことも事実である。また私にとつては初めての十六号には全港湾米運分会の自主健診を報じているのも、今になればとにかく感慨深いものがある。

第三種郵便申請の頃

（16～19号）

三種郵便物の認可を受けるのは大変な仕事であった。発行日は毎月二〇日と申請していた関係上、少くとも三ヶ月は、それまでに発行物の見本を中央郵便局の窓口に提出しなければならない。当時のセンターには、印刷機もなくて、港区の全港湾の上のゲストナードを借りて印刷しており、締切の間際になると組合の書記や役員の皆さんに紙さばきなどにかり出したことによくあつた。また会館の閉館の午後九時になると管理のおばちゃんが、こわい顔をして現れて、一人がおこられていく間に、もう一人が一枚でもよけいにとひや汗をかいて印刷機を回し続けていたことも記憶している。今でもこの方と会館で顔を合わせると、何かすみませんという気になるのだから、かなり無茶をしていたのだろう。私

が車の免許をとったのが七五年八月で、大阪で最初に運転したのは七五年九月二〇日、大阪港から中央郵便局まである。いたみの激しい軽自動車で、全港湾の登さんの書いてくれた割合いいかげんな地図をたよりに、とにかく五時までに到着と、必死で運転したものである。十六、十七、十八と三号を無事発行し、十九号からは三種として認可を受けたが、大事業をなしとげたような感激であった。

苦しかつた

組織混乱の時期

（34号～）

それからあつという間に七年が経過した。その間、運動的な困難性は言うに及ばず、組織的な混乱も何回か経験した。それがもつとも激しかったのは七七年二月頃であり、機関誌第三四号は「主張」において「労災闘争のセンターとして真に機能しうる組織体制確立を」という小論文

を掲載しているが、今読み返してみても当時の苦難がにじみ出ている。運動は何でもそうであろうが、敵との闘いがいかに困難であつても、運動内部の信頼は逆に高まり人間も強くなる。しかし、内部のいがみ合いは何とも苦しいものである。

七八年には、それまで中心的な活動を担つてゐた二人の専従事務局が相次いでセンターを去り、一時は私達夫婦だけが残るという時期もあった。しかし当時の機関誌は、むしろ楽観的でさえある。それは、一応いくところまで行つてしまつたといふ一種の居直りの気持と再建に向けての決意が樂天的な気分の背景だつたようだ。

八一年三月号（通巻八三号）は、安全センター第一回総会の成功を報じたが、総会が終つて何人かの仲間から「よかつたな」と声をかけられ、た時は、目頭が熱くなつたものである。

安全センター第一回総会の成功を報じたが、総会が終つて何人かの仲間から「よかつたな」と声をかけられ、

一〇〇号は

一〇〇号へのスタート

セントラルを去り、一時は私達夫婦だけが残るという時期もあった。しかし当時の機関誌は、むしろ楽観的でさえある。それは、一応いくところまで行つてしまつたといふ一種の居直りの気持と再建に向けての決意が樂天的な気分の背景だつたようだ。

安全センター九年、その時々の顔そのものである。私達は八一年の組織全面再編によつてようやく多くの共に闘う仲間から一人前の大人としての承認を受けたと考えている。機関誌もそれに応じた成長が必要なこと

はいうまでもない。専従事務局の狭い視野からのみでなく、従来からい続けられてきた編集委員会の設置等、衆智を結集する体制の確立は急務であろう。現在センターでは、機関誌の大幅拡大運動を役員・会員一体となつて推進しているが、質量ともに充実する機会にする決意である。

二〇〇号の発行は順調にいけば、

一九九〇年十一月である。困難な時代であろうが、これまで我々の栄養源はまさにこの困難であったことを

自覚し、終始樂天的に、大いに有意義な運動を開拓しつつ、広大な軌跡を残してその日をかちとりたいものである。

関西労災職業病

現場から生まれた学習・情報誌

購読料

- 1部 2000円
- 2部 3000円
- 3部 4000円
- 4部 5000円
- (以上送料込)

5部以上
は送料当
方負担

1部 ¥100

● 購読希望者を御紹介下さい

二ヶ月の試読可

労働者住民医療機関連絡会議準備会

結成総会の大綱を決定

労住医連(準)事務局

去る七月二十五日、高知の四国労病院において、労働者住民医療機関連絡会議(準備会)の第二回連絡会議が開かれ、組織の基本性格・規約案・総会の内容などが決定され、九月二五日に開催される結成総会の成功へむけて大きな前進がかちとられた。会議では、まず組織の基本性格について、医療機関が中心となつたこれまでのさまざまな医療運動に対する検討をふまえて、①労働者住民の生命と健康を守るために活動している全国の医療機関・医療従事者・医系学生相互の運動、運営、経営についての交流を行なう連帯を深める、②全国の医療機関・医療従事者・医系学生に共に労働者住民の生命と健康を守るために活動への参加を呼びかける、③労働者住民の生命と健康を守る医療機関建設に対する援助協力をを行う、の三点とすること、その他の活動として、学生の夏期のファイールド合宿を統一企画し統一呼びかけを行う、医学生に研修機関の紹介を行うことが合意を始めとする勢力とは弾圧闘争、②大衆運動の発展を基礎とする、③組織内の平等と団結を原則とする、の三點を掲げることで一致した。

次いで規約案の検討に入り、目的

は、①労働者住民の生命と健康を守るために活動している全国の医療機関・医療従事者・医系学生相互の運動、運営、運営、経営についての交流を行なう連帯を深める、②全国の医療機関・医療従事者・医系学生に共に労働者住民の生命と健康を守るために活動への参加を呼びかける、③労働者住民の生命と健康を守る医療機関建設に対する援助協力をを行う、の三点とすること、その他の活動として、学生の夏期のファイールド合宿を統一企画し統一呼びかけを行う、医学生に研修機関の紹介を行うことが合意を始めとする勢力とは弾圧闘争、②大衆運動の発展を基礎とする、③組織内の平等と団結を原則とする、の三點を掲げることで一致した。

また結成総会は別記の通り、九月二五日に大阪で開き、今後の医療運動についての基調報告・規約・役員等の決定を行い、あわせて翌二六日には労住医連が主催し、全国のさまざまな医療運動を担つてゐる人々に廣く呼びかけて労働者住民医療運動全国交流集会を開催して、相互の運動の交流と連帯を深める場とすることが確認された。

今回の連絡会議は、折からの集中豪雨のため、交通機関の欠航が相次ぐなどの悪条件にもかかわらず、各地から多數の熱心な参加があり、短い時間ながら熱のこもつた討議が行なわれた。その他、構成、役員、機関された。その他、構成、役員、機関に提案されることとなつた。これ踏み出した画期的な会議であつたと思われる。

て、医療機関はもちろん、各地で地道な活動を続けてゐる青医連世代をはじめとする研究者・医療従事者との連携をはかつていくこと、医系学生に対する働きかけを重視することが強調された。

労働者住民医療機関連絡会議 結成

労働者住民医療運動全国交流集会、参加を

60年代に始まった高度経済成長は一億総不健康時代を現出しました。それは生産現場での労働強化・危険有害作業の導入・安全対策の軽視等による労災・職業病の激発であり、また生活環境への有害物質のたれ流し(公害・複合汚染)の結果としてあります。これらは全て、生産性重視・人間軽視の独占資本・政府の責任であります。

この情況に対し、私達は、私達の命と健康を守るために、私達医療従事者と労働者・住民とがしっかりと手を結び力を合わせて労働者・住民の立場に立った医療を創造する実践活動を積み重ねてきました。

その結果今回全国の10医療機関の呼びかけにより、労働者住民医療機関連絡会議を結成することになりました。私達は、私達以外にも全国各地で労働者住民の命と健康を守る医療活動を続けておられる多くの人々がおられることを知っています。そこで結成総会にひき続き、労働者住民医療運動交流集会を開き、医療運動を担っている多くの人々との交流と連帯を深める場としたいと考えております。

下記の要領で交流集会を持ちたいと考えていますので、積極的な参加を呼びかけます。

9月25日(土) 午後5時～6時 第1回総会(於:大阪 港区民センター)

午後7時30分～ 交流 [医師・医療技術者(於:全通会館)
事務担当者(於:松浦診療所)]

9月26日(日) 労働者住民医療運動全国交流集会

主催:労住医連 (於:港区民センター)

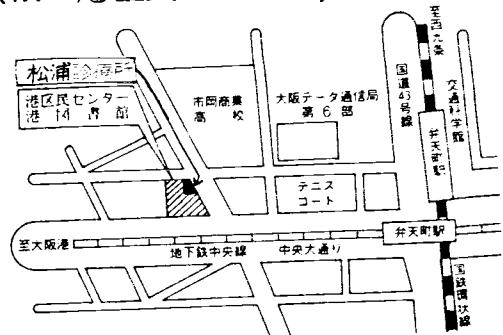
午前9時～12時 主催者あいさつ

来賓あいさつ

基調報告

各地の報告

午後1時～4時 報告と討論

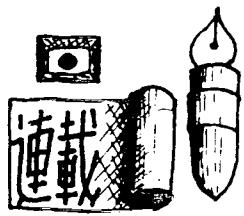


事務局: 大阪市港区弁天2丁目/番30号 ☎06-574-8010

(宿泊の必要な方は事前に事務局まで連絡を下さい。)

(第十回)

労災職業病研究会 松浦 良和



労災運動の歴史と現状

三、医療運動の総括と 我々の任務

(1) 医療運動の総括

我々が総括すべき医療運動としては、①無産者医療運動、②民医連運動、③青医連運動、④医療告発運動、⑤医療社会化運動、などが挙げられる。これら全ての医療運動をきっちりと総括し切る力量はないといふことを前提としても、今後の我々の任務を考える上では、これらに対する極めて大雑把な総括だけでも試みておくことは、必要不可欠であろう。

無産者医療運動は、天皇制権力による弾圧の中での、無産者（労働

者・農民）の生命と健康を守るために、真向から権力に立ち向い、全ゆる力をふりしぶって、労働組合や農民組合などの大衆組織と固く結合して最後まで闘い抜き、ついには力つきて昭和十六年新潟無産者診療所を最後にその輝かしい歴史を終えた。

無産者医療運動の路線は、戦後的是非とも民医連運動へとひき継がれ発展させられるべきものであつたが、残念ながら、現在の民医連には正しく継承されず、無産者医療運動の中心的役割を果した故岩井彌次氏も、晩年、この民医連の変質を極めて深く憂慮されていた。現在の民医連は、大衆運動の発展をその活動の基本にすえ

るのではなく、日共の誤った政治路線（議会における多数派による権力配に対する素朴な反発であったが、

青医連運動は、発端は青年医師にかけられた医局講座制による封建支配に対する素朴な反発であつたが、

発展よりも、日共への一票を重視する集票機關と化してしまつてゐる。

その結果、議会主義のワクをこえて發展する大衆運動に対しても彈圧の一側にまわり、一方では中小商店などの小ブル市民的要求には迎合することにより一票をちようだいするといつた誤りをくり返している。（し

かし、まじめに労働者住民の命と健

康を守るために医療活動を担つてい

る多くの医療従事者が民医連内に存

在していることも疑いのない事実で

あるが、このような人々の努力は、

誤った路線を歩む日共中央には正当

には評価されていないよう思われる

医師のおかれた社会的な位置（資本主義体制の下にあっては、医師は生産現場で病気になつた労働者の修理工として、資本主義体制の補完物としての役割しか果しえない）に対す

る正しいどう察に導かれ、日共の許容する議会主義のワクをこえて大きく発展した。しかし、自らの階級的立場を自覚した時、青年らしい純粹さと性急さに加えて、労働者の中に同盟軍を見い出すことのできないあ

の広はんな大衆闘争の中心的担い手として発展してきている。

医療告発運動も、公害、医療被害を中心に、青医連運動を担つてきた人々によつて切り拓かれてきた運動

の一つである。青医連運動が果しえなかつた患者との結合を実現しえた医療機関こそが、医療社会化の言

葉にふさわしい。

医療告発運動も、公害、医療被害があるが、現在の国営化された国

立場を確立することができず、また、患者一被害者の階級的位置をあいまいにしたままの支援運動に終始した結果、被害者に対する資本・権力側の攻撃に有効に対処することができなかつたようと思われる。

総評の医療政策については、大単位を代表する立場に陥りがちとなり、医療を受ける側の立場をおきざりとしたような議論が医師会との間にとびかい、眞の矛盾一政府独占資本の医療政策へと正しく向けられる。

労働者と共に歩む医療活動の九年間
医療研究運動 京大・阪大労災職業病研究会

被害者の運動に対する「支援者」にとどまつてしまつた結果、主体的な立場を確立することができず、また、産労働組合が組合健保における支払

結果、被害者に対する資本・権力側の攻撃に有効に対処することができなかつたようと思われる。

德州会病院についても若干の総括をしておくことも必要であろう。徳

労職研運動

京大・阪大労災職業病研究会

労働者と共に歩む医療活動の九年間

¥ 1500

手料 300円

(冊数に関わらず)

州会病院が反医師会を旗印に、社会

る。

的に大きな影響を呼びおこしたのは、単に口先だけの批判にとどまるのではなく、自分達の力で医療機関をつくり出すという実践を通じて、医師会に打撃を加えたことによるものであらう。この德州会には青医連運動を担ってきた医師達が数多く参加していることも大きな意味がある。

しかし一方では、德州会には、医療矛盾の元凶である政府・独占資本に対する立場のあいまい性がつきまとい、一步誤れば、公的医療機関建設をさぼり続け、私的医療機関による医療の資本主義化を一貫して推進してきた政府の医療政策の補完物になってしまふ危険性が大きい。また、このような德州会の基本的立場のまい性は、最も鋭く病院内の医療労働者に対する労務政策に反映せざるをえないだろう。病院経営をめぐる環境が一層の厳しさを加えてくる状況下で、德州会自身も、二つの道のどちらかを選択せざるをえない時期にさしかかっているように思われる。

80年代医療の動向と我々の任務

・これまでの目次・

一 医療の官利化の急激な進行と

独占資本の医療産業への進出

二 医療による人民管理の進行

(1)労働者管理のための医療

(2)地域住民管理のための医療

(3)老人医療をめぐる情勢について

(4)矛盾陰べいの医療 (略)

(5)彈圧のための医療 (略)

三 医療運動の総括と我々の任務

(1)医療運動の総括 (本号)

(2)我々の任務 (次回)

労働者住民医療機関連絡会議(準)機関誌

(季刊)

労働者住民医療

◆年間購読料 2000円

連絡先 大阪市港区弁天2-1-30 医療法人南労会松浦診療所内
TEL (06) 574-8010

創刊準備号(既刊) ￥400

全国統一フィールド合宿全日程終了す 今後の医療・医学生運動に新たな活気が！

—高知合宿に参加して—

全国統一フィールド合宿は、前号に掲載した南大阪労働フィールド合宿を皮切りに、高知（七月二五～三〇日）、神奈川（七月二八～三〇日）、大分（八月二～四日）と四カ所で行われ、計画当初の予想以上に大きな盛り上がりを見せた。四合宿を合計すると、秋田から熊本まで各地から一〇〇名を越える医系学生が参加したことになる。

フィールドを受け入れた四つの地域は、それぞれ運動の形が異なり、参加する医系学生の意識も様々であつたにも関わらず、活気ある取り組みとなつたことは、今後の医療運動、労職闘争、そしてそれに連帶する医学生運動の発展に少なくないインパクトを与えることになる。

ここに掲載するのは、高知フィールド合宿に参加した学生の感想文であるが、こうした感想は、今後の総括作業の中でもまとめられ、九月に行われる予定のフィールド合宿総括集会で集約されることになつていて。

一日目 四国へ倒着

一日目（七月二五日）、九州の集中豪雨に恐れをなしてか、ガラガラの淡路フエリー乗り場に京阪神からの

山の学生は既に到着していた。五島氏を囲んで、簡単に自己紹介し、明日からの日程を打ち合わせる。

二日目 調査の不安

二日目（七月二六日）、朝から近藤石出発。一体四国の道路は通れるのだろうかと一同心配していたが、徳島につくと快晴で、みんな暑い暑いと車中でうだつっていた。

午後九時前、四国労病院着。岡

山の学生は既に到着していた。五島氏を囲んで、簡単に自己紹介し、明日からの日程を打ち合わせる。

二日目（七月二六日）、朝から近藤氏、五島氏の説明により、スライド、X線写真をみながら、振動病、じん肺の概説を受ける。その後、労病院受診中の患者さんに明日から使う調査表を使ってアンケートをとつて

みる。みんな要領がなかなか把めず、不安な顔つき。うまくいくんだろうか。午後は、高知県労働安全衛生センターの谷添氏より労安センターの沿革、高知での職業病闘争の現状を聞く。その後、明日から調査に入る仁淀村と東津野村の状況を五島氏から聞く。

東津野村は、林業地帯で振動病患者が多く、高原で空気は澄み、魚もうまいそうだ。一方、仁淀村は、動病とじん肺を併発した患者が多く、

閉鎖的で、去年は調査隊が「襲撃」されるのではと防衛隊をつけたといふ話。僕は仁淀村を選ぶ。振動病認定患者の休業保障の打ち切り攻撃に対する反撃の資料を作る調査であることを確認し、明日からの調査に備える。調査に参加する学生は二十一人。夜、五島氏、中村夫妻等、病院医師と歎談。酒も入り、五島氏の快気炎に一同舌を巻く。「借金、一億でも、十億でもかわらん」という病院借金経営論に、岡大某氏「高知までも来たかいがあつた」。

三日

様々な感慨

でも、十億でもかわらん」という病院借金経営論に、岡大某氏「高知まで来たかいがあつた」。

人。夜、五島氏、中村夫妻等、病院
医師と歎談。酒も入り、五島氏の快
氣炎に一同舌を巻く。「借金、一億

対する反撃の資料を作る調査であることを確認し、明日からの調査に備える。調査に参加する学生は二十一

う話。僕は仁淀村を選ぶ。振動病認定患者の休業保障の打ち切り攻撃に

に田も畠もない切り立った山にかかる
まれた村で、出稼ぎ以外に現金収入
を得られないという現状も理解でき
た。午後は数人ずつにわかれ、家庭
訪問を行つて、患者さんの家を直接
訪れる。数カ所で調査を拒否された。
面接した学生個人々々、この訪問で
様々な感概をもつたことと思う。

夕方、宿舎で保健婦さんを交じえて歎談。勤労病院の保健婦さん達は誰もがきびきびと要領よく仕事をこなしていく。その見事さに某氏「勤労病院は保健婦さんでもつてゐるな一同納得。しかし最後には、医学生にお灸も、保健婦某氏いわく「貧しい人のために、なんかしてやろうとかいう医者は、本当に腹が立つ」、その通りです。

四
日
目

熱っぽい討論

五日目

伐採作業の見学

者にアンケート調査を行う。睡眠時間が毎日二、三時間で、夜、ひじから肩にかけてのしびれで、眼が覚めると、いう患者さんの話に、あらためて振動病の深刻さを実感する。加えて、治療を続けても症状が軽減しない人が目立つ。仁淀村は、本當

四日目(七月二八日)、午前中、じん肺管理四の患者さんに面接。やせ細つた体とぎらぎらした眼が印象的。数歩、歩いただけで呼吸は乱れ非常

五日目(七月二九日)、朝から労安セントラ一田辺氏の運転で全林野園係の現場まで行く。山また山の細い林道をくねくねとまがりながら、どん

三
信 手 著

「あそこで生活するんだろう」とい
う声が上がり、夜遅くまで討論。し
かし、四日目にして、高知ファイール
ド最初の学生だけの討論。ちょっと
あんまりだった。

に苦しそう。じん肺とは人をこんなにまで変えてしまうものなのか。衝撃的だった。

午後、仁淀村から勤労病院に帰り、調査のまとめを行う。仁淀村では、ずい道工事に従事していた者の八割以上がじん肺に罹患していた。労災休業保障が現実に合わず、形式的で全く生活保障になつていなかことが浮きぼりにされる。鳥取大の某氏から「信頼関係のない所で、私生活に立ち入るのは心苦しかった」という感想。また、多くの学生から「なん

午後、仁淀村から勤労病院に帰り、
調整のまとめを行う。二庭村では、

倒産下での心筋梗塞死

勞基署

「業務外」見解撤回

京都

全金昭和起重機支部

京都南労基 工場からの帰途 周構内に
署は八月三日 て突然心筋硬そく発作を起
に至り、全金 し、数日後そのまま死亡さ
る。組合は会社を助か
る。

部が昨年来とりくんできた
故稻葉氏の心筋硬そく死亡
について、従来からの見解
である「通勤災害、業務災
害いづれの方も認め難い」
という主張を事実上撤回し
「早急に労災と認定できる
よう努力する」との見解を
示すに至った。

稻葉氏は昨年六月、京都

その中で稻葉氏は、造機

準備を進めていた。そして

ンターや地元の全金京滋地本等とも連携をとり、その

いう確信から闘争体制を強めるなどを決定し、安全セ

では、絶対に労災であると

「災厄は困難」との見解を示す

これら十分な根拠の存在にもかかわらず、京都南労基署は今年の七月に至り「

いた。

を得ず仕事を続けていたと
いう事実も明らかにされて

いたにもかかわらず、止む

また発作を起した当田の屋

いうのが労組の主張である

り今回の発作が発生したと

增加(十分から一時間半へ)

大、また通勤時間の大軒な

課の職長として連日仕事に従事していたが、一連の精

七月二七日に三者共同によ
る同署々長交渉をもつたこ
とが、労基署の姿勢を根本
的に変える結果となり、今
回の見解を引き出すことに
連つたと思われる。支部で
は、早期に労災を確定させ
るべく現在労基署の動きを
注視しているところである

西大阪

脳卒中労災

全金ニッコー金属支部は、八月十一日、安全センター及び全金西北地協とともに西野田労基署と話し合いをもち、組合員で昨年十二月脳卒中で倒れた平野氏の労災申請につき、早急に業務上と認定するよう要請した。

務との因果関係をめぐる論議に入る事になる。組合はこれまで内部における学習会の積み上げ等によつて、て

労災であるとの確信を強めており、また以前、同地域の朝日金属支部にて脳卒中の労災認定をかちとつた実績があることから地域の関心も強く、今後八月下旬から九月にかけた山場を迎えるにあたつて、支部、地域安全センター一体となつた闘争体制の強化が進められている。

している。中でも去年の大会よりもうけられた「労働者被曝」の分科会では、福島原発でのアンケート調査報告、全金でのとりくみなど充実した報告が続き、今後の原発被曝問題へのとりくみの発展が期待される。

六日に行われた反戦反核反原発全国集会は、午前一時、岩佐訴訟を支援する会の代表であつた、故岡村日

玄島

盛り上がる原発被曝 をめぐる討論

八・六原水禁広島大会

中であるが、組合側は同氏の脳卒中発症の原因につき、残業時間が極端に長いこと、現場への看板方式の導入等につき既に意見書を提出しており、また労基署側も独自調査において全般的な事実関係については把握を終了しており、今後は正に業

八月四日～五日に行われた原水禁大会を始めとする各集会に参加し、いよいよ証人尋問を迎える岩佐訴訟への支援を訴えた。

・二三東京の反核大集会の成功のあおりで約三万人が広島へ結集したと言われる反核の声の高まりの中で、年々反原発もクローズアップされ、原水禁大会では反原発の分科会も多数もたれ

原発被曝問題は二名の報告があつただけで、平和利用の下での被曝実態は、まだまだそれほど認識されていないというのが実状であつた。

兵庫

地域連絡所・機関誌 拡大等確認

センター役員合宿（第二回運営協）

去る七月三一日、八月一 日の両日、兵庫県芦屋市にある生コン工業組合技術研修センターにおいて、安全センターア第二回運営協議会を兼ねて役員合宿を行つた。この合宿は昨年から行われており、その主な目的は、

役員間の交流を深めること はもちろん、安全センタ－運動に関する役員相互の意 志一致、連携を強め、運動 のより一層の発展をめざす ものとしてある。

一日目は、榎本事務局長 須賀労働福祉会館において、 神奈川労災職業病センターは北海道から南は九州まで 聞う仲間が数多くいること、 学習会の第三回目が開催さ

神奈川

横須賀支所作りめざし 連続学習会

神奈川労職センター

議論がかわされた。なかで も、現在山場をむかえてい る針灸治療制限阻止闘争に ついてはかなりの時間がさ かれ、この闘争の今後の基 本方針として、大阪總評と の闘う仲間との連携を強め ていく必要性が述べられた。 そして二日目には運営協議会が開かれ、八二年度下 半期の運動方針についての ており、その他の確認事項として、された。

最後に、会計より本年度 局に対する闘争の体制強化、 あるいは全国の地域センタ－と連携し運動の一層の拡 大等々が確認された。

神奈川労職センターでは、 横浜市にある本部を中心と して、これまで大和支部、 川崎南部支部と二つの支所 を開設し、運動の全県的な 拡大に努めているが、近い 将来において、横須賀に支 所を作ることを目的として 今回の連続学習会は開催さ れたものである。

七月二八日、神奈川県横須賀労働福祉会館において、神奈川労災職業病センター主催による労災職業病連続

主催による労災職業病連続 いうテーマで約一時間講演 した。

神奈川労職センターは、 安全センターから榎本 事務局長が出席し、「地域 におけるセンター活動」と いふテーマで約一時間講演 されたものである。

八月二一日から九月二〇日 までを機関誌拡大月間とし、 役員全員、一致協力して、 五〇〇部の増冊計画、ある いは懸案となつてゐる地域 連絡所設置についても年内 に数カ所の実現を達成する ことなどがあつた。

腰部打撲の後遺症

再発要求しとりくみ開始

全港湾建設支部治水分会

ても労災の再発、あるいは

継続の適用をさせることを
決め、大分県労働安全衛生
センターと協力してとりく
みを始めた。現在、主治医
からの聞きとりなど、申請
書類の作成準備が進められ
ている。

七五年、治水工業大分工
場で、同分会の組合員が、
型ワクを運搬中ワイヤーロ
ープがはずれ、型ワクが腰
にささるという事故があつ
た。その後、後遺症で片足
マヒが残り、仕事を続けて

いたが、片足マヒのため、
足にマメができタコになり
化のうするようになつた。

一年に二回ほど、切開手術
をして治療をしていたが、
障害補償のため治療費も支
給されずに苦しんでいた。

しかし、安全靴をはいて
の仕事なので、毎年同じよ
うな症状をくり返し、原因
も労災事故による片足マヒ
によることから、分会とし
れてきており、最近では

大阪中央

「循環器障害と労災問題」 テーマに学習会

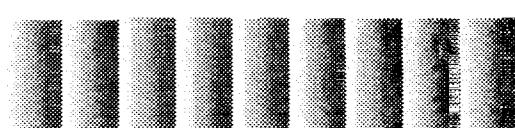
労金労組近畿地連

労金労組近畿地連は八月
十日、大阪森ノ宮労金本店
にて、第三回連絡会議を開
催し、併せて特別学習会と
して、「循環器障害と労災
問題」をテーマに講演会を

東北において組合員三名が
相次いで脳卒中で倒れると
いう事故が発生していると
いう。これらのケースは、
現在までは組合側のとりく
みが十分でなく、労災申請

もやれていないという状況
にあり、今後のとりくみ体
制を強めるという観点から
今回の学習会が計画された
ものである。なお、講師は

安全センターの榎本事務局
長がつとめ、約一時間半に
まつて、脳卒中、心臓病等
の急性死亡の増加傾向が表
わされており、最近では



七回の新聞記事かん

- 七・二 高速増殖炉「もんじゅ」公開ヒアリング阻止に一万入結集（敦賀）
- 七・三 西成区にある簡易ホテルで火事、建設作業員ら四人負傷！施設の構造に欠陥の疑い
- 七・四 昨年十月の北炭夕張事故で調査委員会が報告書提出！「ガス抜きが不十分なままの管道の掘進」が原因とし“人災”を指摘
- 七・五 大気中の二酸化窒素濃度、国環境基準以下でも健康障害の恐れがあることを発表（国立公害研究所）
- 七・六 「堀木訴訟」全面敗訴！併給禁止は合憲（最高裁）
- 七・七 西名阪自動車道で車十台が玉突き衝突！トラック運転手など二人死亡、十数人ケガ
- 七・八 本年四月のトラック事故（一人死亡）でその原因が積載超過にあつたとし運送会社役員を送検（大正区）
- 七・九 田子の浦のヘドロ除去費をめぐつて一千万円の損害賠償を求めた住民訴訟で最高裁は二審を破棄、審理やり直しを命じる
- 七・十 大阪での仕事を終え帰京途中のNHK職員が新大阪駅ホームで急死
- 七・十一 欠陥血液透析器問題で患者団体と製造、販売した会社三社との補償交渉で基本的合意に達した！左目失明の男性重症患者に七千五百円
- 七・十二 堺川町（高知県）、原発条例を可決
- 七・十三 長崎豪雨で死者・不明三六〇人
- 七・十四 東名高速道（静岡）で大型トレーラーと観光バスが衝突、バス運転手ら四人死亡、三十六人が重軽傷

岡村日出夫先生（岩佐訴訟を支援する会代表）の死を悼む

遺志を受けつぎ必ず岩佐訴訟の勝利を

去る七月二十七日、「岩佐訴訟を支

援する会」の代表である岡村先生（大

阪大学理学部助手、享年四十九歳）が

急逝されました。休養先で遊泳中の事故という不慮の死であり、まことに無念でなりません。慎しんで哀悼の意を表します。

岡村先生は、岩佐訴訟を当初より

支援し、代表として常に中心的役割

を果してこられました。岩佐訴訟は

原発内での労働被曝を問う日本で初の裁判であり、提訴した岩佐氏の決意もさることながら、何らの証拠を持たない原告を支え、巨大な電力資

たものとなっています。裁判長をしてこのように無理のある判決にならざる得なかつたのも、熱心な弁護団と、それを支えてきた岡村先生のた

く労働者の職業病－放射線被曝問題の重要性を認識し、岩佐氏の労災・裁判闘争を積極的に支援してきました。これから増え深刻かつ重大な問題となつてくる原発労働被曝問題に

本を相手に裁判闘争を闘つてこられた岡村先生の御苦労は想像を絶するものであります。金に糸目をつけずにつくられたぶ厚いネツ造証拠を細部にわたるまで研究し、矛盾点を明らかにし、被曝当時と全く違った

高裁段階に入り、敦賀原発の事故など有利な状況の中で、更に被告日ものであります。金に糸目をつけ本原電を追いつめていこうと闘志を燃やし、高血圧症などの持病をかかえながら奮闘しておられた姿が今まで目に焼きついています。闘い半ば

で倒れられたことは断腸の思いではあります。しかし、支援する会には岡村先生の広く暖かい心にひかれた多くの若者達が結集しており、必ずや先生の遺志を受け継ぎ、勝利の日まで闘い抜かれるであろうことを確信しています。

関西労働者安全センターは、現代社会で最も矛盾の集中した原発で働く労働者の職業病－放射線被曝問題の重要性を認識し、岩佐氏の労災・裁判闘争を積極的に支援してきました。これから増え深刻かつ重大な問題となつてくる原発労働被曝問題にとつて、岡村先生を失つたことは非常に大きな傷手ではあります。しかし、先生の遺志を受け継ぎ、必ずや裁判に勝利し、被曝労働の根絶に向けて闘い抜くことを先生の遺影に誓うものであります。



労働安全衛生法を読む

(5)

健康診断と事後措置

法六十六条を中心として

労災職業病闘争にとって、安全衛生運動にとって、もっとも日常的に最も重要な問題として健康診断がある。

健診をめぐる問題は、会社がきちんと毎年実施しないというような法律違反(罰則もついてくる)の場合から始まり、全くの形式だけほんとんど役に立たない場合、また、健診が労働者の選別に使われ、健診で悪い結果が出れば不利益になるので、労安則十三条一項二号に規定された労働者の方が逆に敬遠するというような問題まで実に多岐にわたっている。今回は法律に規定されている健診の概要と問題点、更に健診の事後措置に関する面についても述べてみたい。

一、健診の種類

三、身長、体重、視力及び聴力の検査
四、胸部エックス線検査及びかくたん検査

五、血圧の測定並びに尿中の糖及びたん白の有無の検査

特殊健診

事労働者に対して行われるもので、回数はほとんどが年二回という規定である。対象業務は膨大なもので、

労安法六六条は健診の種類として、①定期健康診断、②特殊健康診断、③歯科健診、④臨時健診という四つのものを定めている。定期健診は原則として、年一回行うことになつているが(労働安全衛生規則四四条)、

その全てを記すのは不可能であるが、大別すると、①高圧室内作業、②放射線、振動騒音、有害物職場、重量物運搬、深夜業を含む業務等が含まれる)については、六ヶ月一回と定められている。健診項目は左記の通りであるが、二十五歳以上の身長、

胸部レントゲンで結核が発見されないか、既に固定している場合のかくたん検査、及び四十歳未満の血圧・検尿については省略してもよいことになっている。(告示九三号)

六六条には含まれていはず法的な拘束はなく区別して考えた方がよい。歯科医による健診の対象は塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等歯に有害物質が発散する業務となつていて、また臨時健診は、地方労基局長の指示で行われるがここでは省略する。

二、健康診断をめぐる基本問題について

以上、法定健診の枠組について述べたが、多くの労働者、労働組合にとつては、健診はまだ企業まかせ、医者まかせの状態になつてしまつたが、積極的なとりくみというのはまれというのが現状であろう。従つても多くは企業まかせとなつてしまつた。法六六条六項では、「健康診断の結果、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の

短縮その他の適切な措置を講じなければならぬ」と定めており（罰則何ごともそうであろうが、同じことを決めていても労資どちらの主導権が確立しているかによつて、これらは全く別の役割を果してしまふ。企業のペースでことが進めば、労働者は全く窮地に陥ることになる。最も極端な場合には企業が経費をケチって健診サボをすることがある。もつともこれは刑事罰の対象となるが、小零細企業では決して少なくない。全く形式的に行なうのみで内容もほとんど得るところがない場合も基本的には前者とならない。それでは丁ねいに健診が行なわれた場合は労働者は幸せなのか、決してそうではない。大手企業でよくみられることが多い。企業まかせとなつてしまつたが、健診で何らかの異常が発見されると「当該労働者の実情を考慮して」という規定は無視され、一方的に配転、残業規制等が「本人のため」と称して行われ、その結果大幅な収

入減や慣れない仕事に追いやられるといふことも多い、また病気を理由に退職を強要される場合もある。ある造船会社の下請労働者がじん肺健診を受けたところ、結果が公表され前に被災者とおぼしき労働者が全員退職していたといふことも以前に経験したこともある。つまり、企業の主导権は充実してもしなくてよい。労働者の幸福には連らないといふことである。これらを解決しうるのは、唯一労働者、労働組合の主導権を回復すること以外にはない。

三、自主健診のすすめ・六六条五項の活用

労働組合が組合員の健康保持に対する方針をもつということは決定的に重要である。組合として要求をまとめ、その実現に向けて資本と闘おうとすれば、労安法は制限はあつて、第一に、も一定の活用は可能である。第一に、健診の結果を組合で把握し、対策を立てれば、「労働者の実情を考慮し

て・・・適切な措置を講じなければならない」という法第六条六項は労働者の権利規定にもなる。また同条五項には、企業の指定する医療機関でなくとも労働者が希望する他の医療機関での健診を認める、いわゆる医師選択の自由の規定も存在している。また、これらの費用及び時間についても企業で保障すべきだとい

う労働省の通達もある。従つて、労働組合が健康問題についてよく学習し、労働組合とある程度共に問題を協議しうる健診機関、医師を推薦し、ある。その意味においても、自主健診は、健康問題に対する組合の主導権回復の第一歩でもあり、一度は行かれておきたい。

（次回は就労拒否権について）

針灸治療制限闘争

大阪局、強硬姿勢から話し合い重視へ

労働者、被災者のべ1000人以上が闘いに参加

六月二三日の大阪労基局交渉から七月三〇日の西労基署闘争までの三十七日間に、のべ1000人以上の労働者、被災者が闘いに参加した。労基局交渉では強硬実施を主張する局側と対立し、事実上交渉は分裂した。その後、府下十四労基署、労基局に対する一斉ビラまき行動、「引続き連日の労基署交渉にとりくみ、行政の末端からの闘いを積み上げてきた。そして、七月下旬になつて局と大阪地評との接衝の中で、「通達の運用に幅はないが、局として個別のケースについては、関係労組、被災者の意向を尊重し十分話し合う」との見解が伝えられた。約四〇日間の闘いによつて、大阪局は強硬実施の高圧的姿勢から話し合いを重視するという柔軟姿勢を見せ始めた。

◆労基署闘争 通達が実態に合わないことを確認

前号（九十九号）でも掲載したように、七月六日の西労基署を皮切りに、連日にわたつて労基署交渉が闘われてきた。前号以後は守口、泉州の署交渉が行なわれた。

七月二六日—守口労基署 一二三名

全港湾、被災者同盟等

七月二七日—泉大津 十六名

泉州労連、玉川診療所、ゼネ石労組

七月六日より七月二七日まで合計八ヶ所の労基署交渉を行つてきたが、

兵庫では、既に六月二十五日の兵庫局交渉で話し合い重視の姿勢を表明しているが、大阪においても同様の見解が得られたことで闘いが一步前進した。全国でも、高知県のように三七五通達が未だに実施されていない県もあり、針灸業界との保険協定が成立していない県もある。一方、県評レベルで反対闘争にとりくんでいるところは北海道、東京、神奈川、大阪、兵庫、高知、大分と七都道府県に上っている。七月八日には、中央総評より県評、単産に対し針灸治療を受けている被災者は握、労基署に対するとりくみなどを内容とする要請文が出されている。

地域からの反撃をより一層強め、労働省の被災者切り捨てをねらう三七五通達の実施を徹底的に粉碎していく。

西労基署を除いて私達の要請内容に

そつた回答が得られた。

※回答の要約※

- 現在、大阪では針灸治療は何らの制限なく認めており、基発三七五通達は現在の実態に合わない
- 通達実施により被災労働者は不利益をこうむることになり、何らかの対策が必要である

- 被災労働者の立場に立って、署としての見解を局に上申し、署として何らかの対策を講じるために努力したい

集会が行なわれた。九時半の集会開催前に二〇〇名が結集し、参加者を前に総評南大阪地区評事務局長尾上氏からの主催者あいさつがあり、次々と港地協、大正地協、西地協の代表が決意表明を行った。そして、全表が三唱し、集会を終了し交渉に入つた。

交渉のため用意された会議室は、五〇人分のイスが設けてあつたが、

交渉団全員が入り切れず、廊下にあふれる状態であつた。最初、交渉には労災課長が出席してきたが、責任ある回答をするために署長を出せとの交渉団の追及にたじろぎ、ちゅうちょしていた課長に、業をにやした含めて大闘争がとりくまれた。この闘いは、港、西、大正の総評三地協を中心に、南大阪地区評の主催で行なわれ、安全センターも役員会の決定で多数参加を行つた。

当日は、朝九時過ぎから続々と労働者、被災者が労基署に結集し、全港湾の宣伝カーがもちこまれて抗議すばかりであつた。署長のにえきら

7/30

南大阪地区評

西労基署への

大動員で闘う

七月三〇日、今まで最も姿勢の固

七月三〇日、今まで最も姿勢の固い西労基署に対して抗議の意味も含めて大闘争がとりくまれた。この闘いは、港、西、大正の総評三地協

交渉団は、尾上事務局長を先頭に署長室までいき、署長をひっぱり出してやつと交渉が始まつた。

興奮と緊張の中で交渉は進められたが、署長は終始、通達は運用の幅は全くない、厳正に実施するしかなりとの回答をオウムのようくり返すばかりであつた。署長のにえきら

現場から生まれた学習・情報誌



関西労災職業病

購読料

1部 2000円
2部 3000円
3部 4000円
4部 5000円
(以上送料込)
5部以上は送
料当方負担

1部 ¥100

購読希望者を御紹介下さい
三ヶ月の試読可



ない態度にヤジと怒号がくり返えされ、予定時間である二時間があつといふ間に過ぎた。

残念ながら、九月に再度交渉をもつということを約束させて終了したが、交渉団全員、憤まんやるかたな

く、一部には立ち去ろうとする署長を制止し、詰めよる場面もみられた。西労基署の反動姿勢は徹底的に改めさせなくてはならないと、全員が確認し、行動を終了した。

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28